

注意

～駿東伊豆消防本部からのお知らせ～

野焼きによる火災が多発しています！

駿東伊豆消防本部管内では、野焼きによる火災により、複数の建物に延焼した事例のほか、野焼きを行っていた人の衣類に着火し、重いやけどを負った事例も発生しています。

これからの時期は、空気の乾燥や強風により火災が多く発生します。

火の取扱いには十分に注意し、野焼きによる火災の発生を防ぎましょう。



主な出火原因

- ◆ 空気が乾燥した風の強い日に「野焼き」をしたため、付近の枯草に延焼拡大した。
- ◆ 火の粉が風により「飛び火」して周囲の可燃物に燃え移った。
- ◆ 火をつけたあと、目を離している間に延焼拡大した。
- ◆ 消火が不十分でその場を離れたため、再び燃え出した。
- ◆ 灯油バーナーで家の芝草を焼却し建物に燃え移った。

火災予防対策

※野焼きは原則禁止です。

やむを得ず野焼きを行う際は、次の点に注意しましょう。

- ◆ 風の強い日は野焼きをしない。
- ◆ 消火用具を必ず準備し、野焼きをしている間はその場を離れない。
- ◆ 野焼きが終わったあとは確実に消火する。
- ◆ 建物や可燃物の近くで野焼きをしない。
- ◆ 野焼き等をする場合は、「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を最寄りの消防署に事前に提出する必要があります

※この届出は野焼きを許可するものではありません。



お問合せ先

駿東伊豆消防本部 消防部予防課

電話 055-920-9101



野焼きについて



野焼き（廃棄物の野外焼却行為）は原則禁止です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定により、一部例外を除き、廃棄物の野外焼却行為は禁止されています。

違反をした場合は、懲役や罰金を科せられることがあります。

【一部例外】

- ◆ 廃棄物処理基準に従って行う焼却炉を用いた廃棄物の焼却
 - ◆ 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（河川敷の草焼き、道路法面の草焼き、道路清掃、河川清掃で出た草木の焼却など）
 - ◆ 震災、風水害、火災、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
（災害時における木くすなどの焼却、防災訓練等での模擬焼却など）
 - ◆ 風俗慣習上または宗教上の行為を行うために必要な廃棄物の焼却
（どんど焼き、正月のしめ縄、門松、塔婆等の供養焼却など）
 - ◆ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（稲わら、雑草、伐採した下枝の焼却など）
 - ◆ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤーなど）
- ※ 各市町村条例等により、注意義務等が定められている場合がありますので、確認をお願いします。
- ※ 【一部例外】による野焼きを行う場合においても、十分に注意して行ってください。

◇ 野焼きをする場合は、「火災と紛らわしい又は火災を発生おそれのある行為の届出書」を最寄りの消防署に事前に提出する必要があります。

なお、当該届出書は野焼き等の実施状況を把握することを目的としたものであり、**消防署の許可を得るものではありません。**

注意事項

野焼きに関する通報があった場合、消防隊が現場に出動し、延焼危険等を判断した上で消火活動を行います。

